

議案第 7 5 号

専決処分の承認を求めることについて

北本市印鑑条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市印鑑条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 1 月 1 8 日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市印鑑条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

北本市印鑑条例の一部を改正する条例（令和 7 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項中「令和 7 年 1 1 月 2 5 日」を「規則で定める日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。